# 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

第26回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われます。

## 1 選挙の日程

公示日 : 令和4年 6月22日 (水曜日) 在外公館投票の開始日: 令和4年 6月23日 (木曜日) 日本国内の投票日 : 令和4年 7月10日 (日曜日)

## 2 投票できる方

## 在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は以下の<u>在外選挙人名簿登録申請の流れのページ</u>をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html

## <u>3 投票方法</u>

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下の投票方法のページをご参照ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html

## 在外公館投票

投票期日:令和4年6月23日(木曜日)から

投票終了日は在外公館によって異なりますので、投票する在外公館にご確認ください。 在ニュージーランド大使館(ウェリントン)及び在クライストチャーチ領事事務所の投票期間は、6月23日(木曜日)から7月3日(日曜日)まで、また、在オークランド総領事館の投票期間は6月23日(木曜日)から7月4日(月曜日)までです。

(注) 在外公館投票実施公館の投票期間一覧は以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page25\_101607.html

投票時間:投票時間は在外公館によって異なりますので、投票する在外公館にご確認ください。

在ニュージーランド大使館(ウェリントン)、在クライストチャーチ領事事務所及び

在オークランド総領事館の投票時間は、午前9時30分から午後5時までです。

投票場所:在外公館投票を実施する日本国大使館、総領事館及び領事事務所など。

〇在ニュージーランド大使館の投票記載場所は次のとおりです。

Level 18 Majestic Centre, 100 Willis St. Wellington,

Embassy of Japan in New Zealand

- ※通常、土・日・祝日には、一般の方は当館が入居するビル(マジェスティックセンター)に 出入りできません。Boulcott Street 側の入口から、以下の電話番号にお電話いただくよう お願いします(係員がお迎えに参ります)。電話ができない方は、あらかじめメールで当館 へご相談ください。
- ・電話番号:027-544-7358 (選挙実施期間中(時間中)のみ繋がります。)
- ・メールアドレス: consular@wl.mofa.go.jp
- ○在クライストチャーチ領事事務所の投票記載場所は次のとおりです。

172 Hereford Street, Christchurch,

Consular Office of Japan in Christchurch

※投票にお越しの際は、入口付近に配置された警備員にその旨お声がけください。

・電話番号:027-648-2766(選挙実施期間中(時間中)のみ繋がります。)

メールアドレス: enquiry.chc@wl.mofa.go.jp

○在オークランド総領事館の投票記載場所は次のとおりです。

Level 15, 41 Shortland Street, Auckland,

Consulate-General of Japan in Auckland

- 電話番号:021-771-056(選挙実施期間中(時間中)のみ繋がります。)
- ・メールアドレス: passport@ac.mofa.go.jp

持参すべき書類: (1) 在外選挙人証 (2) 旅券等の身分証明書

## 郵便等投票

請求手続:登録先の選挙管理委員会に対して、在外選挙人証を必ず同封の上、投票用紙等を請求 してください。

> 請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、 以下の在外選挙関連申請書一覧のページからダウンロードしてください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

投票手続:投票用紙が送られてきたら、選挙の公示日の翌日以降に投票用紙に記入し、国内投票 日の7月10日(日曜日)の投票所閉鎖時刻(原則午後8時)までに投票所に届くよ う、郵便等の事情をご確認の上、送付してください。

(注)郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできます。その場合、在外公館投票にお越しになる際に、①「在外選挙人証」、②「旅券等の身分証明書」に加え、③「郵便投票用の投票用紙」、④「内封筒」、⑤「外封筒」を必ずご持参ください。

#### 日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、在外選挙人証を提示して、下記(1)~(3)のいずれかの方法で投票できます。

#### 【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

(1)期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

市区町村選挙管理委員会の委員長が管理する投票記載場所における投票。

#### 【国内投票日当日】

(3) 投票所における投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせく ださい。

#### 4 選挙公報・候補者情報

(1)公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されています。総務省ホームページからご確認ください。

- (2) 候補者情報についても、総務省ホームページからご確認ください。
- (注)総務省ホームページにある選挙公報及び候補者情報 http://www.soumu.go.jp/senkyo/26hce/index.html

## 5 その他

平成 27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際してご注意ください。 ※参議院選挙区の区割りの改訂等は、以下の総務省ホームページ(参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正等について)をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/news/senkyo/san\_gouku/

以 上